

東郷町若年がん患者在宅療養支援補助事業のご案内

医学的に知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最後まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、療養生活を支援する在宅サービス利用料等にかかる費用の一部を補助します。

1 補助の対象者

申請時点で東郷町に住民票を有する人で、以下の要件すべてに該当する人

- ① サービス等の利用時点において、年齢が 40 歳未満
- ② がんと診断され、医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された
- ③ 在宅生活の支援及び介護が必要

2 補助対象サービス

- ① 在宅サービス(訪問介護、訪問入浴介護、その他必要と認められるもの)にかかる利用料
- ② 福祉用具の貸与に係る費用
- ③ 福祉用具の購入にかかる費用

※他の公的な制度において同等の補助または給付の対象とならないものに限りません。

3 補助額

対象サービス利用料の 9 割(1 人1か月上限 54,000 円。1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた数。)

例:1 か月利用料が 72,000 円の場合

利用料の 9 割は、 $72,000 \text{ 円} \times 0.9 = 64,800 \text{ 円}$

→上限に足しているため、補助額は1か月につき 54,000 円

4 補助対象期間

事前に利用申請し、申請受理日以降から 40 歳の誕生日前々日まで

5 申請の流れ

裏面をご覧ください。



(問い合わせ先)くらし健康部保険医療課成人保健推進室 0561-56-0758(直通)

申請の流れ(★マークは成人保健推進室での手続きが必要な項目です。)

利用申請 ↓ ↓ ↓	保険医療課成人保健推進室へ以下の書類を提出する ・東郷町若年がん患者在宅療養支援事業交付申請書 ・主治医による意見書
利用決定 ↓	決定通知書を保険医療課成人保健推進室から交付
サービスを利用 ↓	サービスを利用する
サービス利用料 の支払い ↓	サービスを利用した事業所に利用料を払う
交付申請 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	★月単位でまとめて保険医療課成人保健推進室へ以下の書類を提出する ・東郷町若年がん患者在宅療養支援事業交付請求書 ・サービス利用の内訳がわかる書類 ・領収書
交付決定 ↓	書類審査後保険医療課成人保健推進室から交付決定通知を交付
補助金振込	指定口座に補助金が振り込まれる

【注意】利用申請後、以下いずれかに該当した場合は、必ず変更申請を行ってください。

- ・住所等申請内容に変更が生じたとき
- ・支援事業を利用する必要がなくなるとき
- ・「1補助の対象者」に該当しなくなるとき

提出書類: 東郷町若年がん患者在宅療養支援事業変更(廃止)申請書